

日野市まちづくり条例等の改正(素案)に向けたパブリックコメント結果報告  
(意見の概要と市の考え方、条例案への反映方針)

【パブリックコメント】

実施期間: 令和3年(2021年)4月1日(木曜)～令和3年(2021年)4月30日(金曜)

周知方法: 市ホームページ及び広報ひの

閲覧場所: 市ホームページ、七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館、市政図書室、  
都市計画課窓口

※その他、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」により実施

パブリックコメント募集結果

意見等件数2件・提案者数1名

1. 条例(素案)への意見

項番	素案該当項目 《該当ページ》	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
		1. 今回の改正の中身については、普通の市民からは、ノウハウ等があまりありませんのでそのような改正案のやり方の中身を具体的にどうこう言えませんが、基本的に日野市清流保全条例の目的(条例は、貴重な財産である豊かな水と緑を子どもたちが遊べる水辺として保全していく事や市民、日野市を訪れる人々に安らぎを与える憩いの水辺空間を保全すること)を100%達成させていくには、		
1	なし	(1) 地下水に影響を及ぼすおそれのある工事については制限をすること。 例 ・宅地開発事業でその規模が1,000平方メートル以上のもの(建築敷地面積が1,000平方メートル以上必要とする建築物の建設事業を含む。) ・中高層建築物の建設事業で建築物の高さが10メートルを超えるもの。ただし、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域においては、軒の高さが7メートルを超えるか、又は地上3階以上の建築物とする。 ・集合住宅の建設事業で、その計画戸数が20戸以上のもの。ただし、地上3階以上の建築物とする。	まちづくり条例では、適用対象となる事業は同条例に基づき手続きを行うこととなっており、事業者の責務として、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに市が実施する施策に協力することとなっています。(まちづくり条例第6条) また、新規の墓苑や葬儀斎場施設の建設等考慮し見合わせるよう協力を求める事業もあります(まちづくり条例第90条2項)が、湧水、地下水についてはこれまで基準が明確化されていなかったことから、関係法令である清流保全条例を改訂し影響のある範囲を定め市と協議をすることとしています。 湧水、地下水に影響のある範囲は市街化区域かつ第1種低層住居専用地域が大半であり、基礎工事における湧水や地下水に影響を与えることは想定されず、一律に「建築させない」と条例等で明記する事は過度な土地利用の制限として財産権の問題も発生する可能性があるため、難しい課題であると考えています。 その中でも、周辺に与える影響が大きいと判断される事業や内容についてはまちづくり条例の対象として協議を行っていく必要があると認識しており、今回のまちづくり条例及び清流保全条例の改定により、チェック機能の強化と手続きの厳格化を規定することで、未然に防ぐ対策を講じることをあらかじめ取り決めることを想定しており、一步踏み込んだ内容となっていると考えています。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更等は行いません。
2	なし	(2) (1)の対象エリアは、資料にある湧水地の周辺250m以内及び黒川清流公園湧水群については500m以内とし、湧水地の保全の重点箇所は、資料の箇所とすること。	対象エリアについては意見書のとおりとなっており、市でも湧水や地下水に影響を与えうる範囲と認識しております。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更等は行いません。
3	なし	(3) (2)の保全地域にふさわしいまちづくりが必要であること。	個別の具体的な施工方法等については、主管課である緑と清流課との協議事項となりますが、まちづくり条例としても協議内容についてのチェック機能を充実させ、指導してまいります。	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更等は行いません。
4	3ページ	2. 市の改正案は、開発の実施前や過程等でのチェック機能を働かせる対策案を言っていますが、私の考えは、地下の中身というのは、非常に難しい部分があり、また、地下水という水の流れは、複雑であることから、そのような周囲の地下を弄ることや保全地域に大規模な建物等が乱立するようなことは、条例の保全の趣旨に反する行為になると考えます。 また、市の案にある事前協議や保全審議会等を行えば、100%保全することになるのでしょうか？もし、開発完了後に問題が出ることも考えられることでその時に100%の改善を事業者にも求めても、改善できない場合、どうするのでしょうか？ 最善を尽くしたからしょうがないでは、保全にならないし、その責任はどう考えるのでしょうか？ ぜひ、市には明快な説明をお伺いします。	1-①の回答と同じ	市の考え方は左記のとおりとなりますので、ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更等は行いません。